

令和8年度以降開所希望特定施設入居者生活介護 採点総括表

事業条件	利用料		配点 (利用料)	医療					配点 (医療)
				緑区	戸塚区	青葉区	栄区	青葉区	
整備予定区	泉区	金沢区							
計画名	利用料1	利用料2		医療1	医療2	医療3	医療4	医療5	
法人	A法人	B法人		C法人	D法人	D法人	E法人	E法人	
<b>1 設置予定者</b> 代表者の経歴・事業実績・事業展開、財務状況、第三者評価	<b>30</b>	<b>33</b>	40	<b>25</b>	<b>35</b>	<b>35</b>	<b>27</b>	<b>27</b>	40
<b>2 立地条件</b> 関係機関との協議状況、区分充足率、近隣説明、災害危険区域	<b>42</b>	<b>42</b>	62	<b>49</b>	1	▲ 10	<b>45</b>	<b>44</b>	62
<b>3 建物の規模・構造及び設備</b> 設備基準、法的規制（建物関係）	<b>50</b>	<b>31</b>	60	<b>47</b>	<b>44</b>	<b>43</b>	<b>42</b>	<b>47</b>	60
<b>共通（2立地条件に関する事項、3建物の規模・構造及び設備）</b> 契約確実性、契約条件、権利設定の有無	7	▲ 7	7	1	7	1	7	7	7
<b>4 組織・職員体制等</b> 管理者（施設長）、職員配置（夜間看護）、職員人材確保、災害時対応、感染症対策、協力医療機関	<b>32</b>	<b>23</b>	45	<b>36</b>	<b>23</b>	<b>26</b>	<b>36</b>	<b>36</b>	45
<b>5 入居契約等</b> 利用料支払方式、権利金等、前払金、前払金保全措置、月額利用料	▲ 5	▲ 10	0	▲ 16	▲ 6	▲ 6	▲ 16	▲ 16	3
<b>6 その他</b> 優先順位、事業条件の遵守、介護報酬返還金、監査等、欠格事由	<b>15</b>	<b>5</b>	15	<b>15</b>	<b>15</b>	10	10	<b>5</b>	15
<b>合計</b>	<b>171</b>	<b>117</b>	229	<b>157</b>	<b>119</b>	<b>99</b>	<b>151</b>	<b>150</b>	232
基準点※	<b>149</b>	<b>149</b>	149	<b>151</b>	<b>151</b>	<b>151</b>	<b>151</b>	<b>151</b>	151
選定結果	○	×	-	○	×	×	○	×	-

※基準点は合計点の65%（小数点以下切上げ）です。基準点未満の場合は選定外とします。

## 令和8年度以降開所希望特定施設入居者生活介護 評価基準

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
1 設置予定者に関する事項	1	【代表者の経歴】	代表者が高齢者の保健福祉について知識、経験を有する者であるか。	市方針	5~0
	2	【事業実績・事業展開】	有料老人ホームの運営実績があるか。(市内外問わず)	市方針	5~0
	3	【財務状況】	流動比率	市方針	5~0
	4		自己資本比率	市方針	5~0
	5		固定長期適合率	市方針	5~0
	6		売上高対借入金比率	市方針	5~0
	7		当期純利益(純損失)	市方針	5~0
	8	【第三者評価】	当該法人が運営する施設にて、過去5年以内に第三者機関による評価の導入、及びその結果の公表をしているか、又はする予定があるか。	市指針 (努力規定)	5~0
					小計 40
2 立地条件に関する事項	9	【土地利用、建築物に係る関係機関との協議状況等】	土地利用及び建築物について、関係機関との協議、確認を進めているか。事業化が確実であるか。	法令等、市指針	0~▲5又は不可
	10	【区別充足率】	比較的整備の進んでいない行政区において設置する計画であるか。	市方針	8~0
	11	【敷地の道路に接する長さ】	敷地の主要な出入口の幅員が、1か所で道路に9m以上接しているか。	市方針	5~0

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	12	【自治会・町内会への説明】	自治会・町内会の代表等に対して、事業計画について説明したか。	市指針 (努力規程)	0～▲2
	13	【自治会・町内会からの書面による同意】	自治会・町内会の代表等からの同意等を書面で得ているか。	市方針	1～▲2
	14	【自治会・町内会への説明主体】	自治会・町内会の代表等への説明は、運営事業者が主体となって説明したか。	市方針	1～▲1
	15	【自治会・町内会からの要望等】	自治会・町内会の代表等からの要望等に適切に対応しているか。	市方針	1～▲2
	16	【自治会・町内会からの反対】	自治会・町内会の代表等からの反対に適切に対応しているか。	市方針	1～▲2
	17	【近隣住民への説明会の開催の有無】	近隣住民への説明会を開催しているか。	市指針 (努力規定)	0～▲2
	18	【近隣住民への説明会の開催通知の配布】	近隣住民に事前に説明会の開催通知を配布しているか。	市方針	1～▲2
	19	【近隣住民への説明会の開催日程】	近接住民が参加しやすい日程で説明会を開催しているか。	市方針	1～▲1
	20	【近隣住民への説明会の説明者】	説明会では、運営事業者が主体となって説明しているか。	市方針	1～▲1
	21	【近接住民への戸別訪問の実施状況】	近接住民への戸別訪問により事業計画を説明しているか。	市方針	1～▲2
	22	【近接住民への戸別訪問の説明者】	近接住民への戸別訪問では、運営事業者が主体となって説明しているか。	市方針	1～▲1
	23	【近接住民へ事業計画の説明資料の配布】	近接住民へ説明資料を配布しているか。	市方針	1～▲2

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	24	【近接住民からの意見等の受付窓口】	近接住民からの意見等の受付窓口を説明資料に記載しているか。	市方針	1～▲1
	25	【近接住民からの要望等】	近接住民からの要望等に適切に対応しているか。	市方針	1～▲1
	26	【近接住民からの反対】	近接住民からの反対に適切に対応しているか。	市方針	1～▲1
	27	【隣接住民への戸別訪問】	隣接住民に戸別訪問により事業計画を説明しているか。	市方針	1～▲3
	28	【隣接住民への戸別訪問の説明者】	隣接住民への戸別訪問では、運営事業者が参加して説明しているか。	市方針	1～▲1
	29	【隣接住民へ事業計画の説明資料の配布】	隣接住民へ説明資料を配布しているか。	市方針	1～▲2
	30	【隣接住民からの意見等の受付窓口】	隣接住民からの意見等の受付窓口を説明資料に記載しているか。	市方針	1～▲1
	31	【隣接住民からの要望等】	隣接住民からの要望等に適切に対応しているか。	市方針	1～▲1
	32	【隣接住民からの反対】	隣接住民からの反対に適切に対応しているか。	市方針	1～▲1
	33	【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定】	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されていないか。	市方針	5又は不可
	34	【急傾斜地崩壊危険区域の指定】	急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないか。	市方針	5又は不可

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	35	【洪水浸水想定区域の指定】	洪水浸水想定区域に指定されていないか。	市方針	5~0又は不可
	36	【内水浸水想定区域の指定】	内水浸水想定区域に指定されていないか。	市方針	5~0又は不可
	37	【高潮浸水想定区域の指定】	高潮浸水想定区域に指定されていないか。	市方針	5~0又は不可
	38	【津波浸水予測区域の指定】	津波浸水予測区域に指定されていないか。	市方針	5~0又は不可
					小計
					62
3 建 物 の 規 模 ・ 構 造 及 び 設 備 に 関 す る 事 項	39	【耐火】	建物は、耐火建築物又は準耐火建築物か。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	40	【居室】	居室を有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	41		居室の定員は適正か。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	42		居室は適當な広さか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	43		居室を地下に設けないか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	44		居室の出入口は廊下等に面しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	45		居室の面積は適切か。	市指針	0~▲3
	46		居室は界壁で区分されているか。	市指針	0~▲3
	47		居室は緊急通報装置を備えているか。	市指針	0~▲3
【一時介護室】	48		一時介護室を有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	49		一時介護室は適當な広さを有するか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	50		一時介護室の面積は適切か。	市指針	0~▲3
	51		一時介護室は緊急通報装置を備えているか。	市指針	0~▲3
	52		浴室を有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
【浴室】	53		浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	54		個浴を設置するか。	市方針	3~0
	55		浴室に緊急通報装置を備えるか。	市指針	0~▲3
【トイレ】	56		トイレを有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	57		トイレは適切なものか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	58		トイレは居室内又は居室の近くに設けられているか。	法令等 (市基準 条例)、市 指針、市 方針	3~▲3又は不可
	59		トイレは、定員に対して十分な数が設けられているか。	法令等 (市基準 条例)、市 方針	3~0又は不可

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	60		トイレに常夜灯を設けるか。	市指針、 市方針	0～▲3
	61		トイレに手すりを設けるか。	市指針	0～▲3
	62		トイレに緊急通報装置を備えるか。	法令等 (市基準 条例)、市 指針	0～▲3又は不可
	63	【洗面設備】	洗面設備を有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	64		洗面設備は適切なものか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	65		居室ごとに洗面設備を設置するか。	市方針	3～0
	66		洗面台は、車椅子使用者に配慮した高さか。	市指針 (努力規 定)	3～0
	67		洗面設備に手すりを備えるか。	市指針 (努力規 定)	3～0
	68		食堂を有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	69	【食堂】	食堂は、適當な広さを有するか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	70		食堂に手指を洗浄する設備を設けるか。	市指針 (努力規 定)	3～0
	71		機能訓練室を有しているか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	72	【機能訓練室】	機能訓練室は、適當な広さを有するか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	73		施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するか。	法令等 (市基準 条例)	0又は不可
	74		廊下の有効幅員は適切か。	市指針	0～▲3
	75	【廊下等】	中廊下の有効幅員は適切か。	市指針 (努力規 定)	3～0

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
【消防設備】	76		廊下に手すりを設けるか。	市指針 (努力規定)	3~0
	77		廊下の曲がり角はすみ切り処理を行うか。	市指針 (努力規定)	3~0
	78		消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるか。	法令等 (市基準条例)	0又は不可
	79		スプリンクラーを設けるか。	市指針	0~▲3
	80		消防署等の指導を受けてスプリンクラー等を整備するか。	市指針	0~▲3
	81		館内放送設備等の非常通報のできる設備を設けるか。	市指針 (努力規定)	3~0
	82		汚物処理室を設けるか。	市指針 (一部努力規定)	3~▲3
	83		汚物処理の衛生と不衛生の区分が適切にされるか。	市方針	3~0
	84		看護・介護職員室があるか。	市指針 (一部努力規定)	3~▲3
	85		看護・介護職員室は、共用設備に面して設けるか。	市指針 (努力規定)	3~0
【エレベーター】	86		看護・介護職員室は、談話室等を見通すことができる形状とするか。	市指針 (努力規定)	3~0
	87		エレベーターを設けるか。	市指針	0~▲3
	88		エレベーターはストレッチャーを収納できるか。	市指針 (努力規定)	3~0
	89		エレベーターの操作盤は、車椅子使用者に配慮した高さか。	市指針 (努力規定)	3~0
	90		エレベーターは要介護者の使用に適しているか。	市指針 (努力規定)	3~0

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
関する事項 2立地条件に関する事項 3建物の規模・構造及び設備に	91	その他の共同利用設備等	医務室又は健康管理室を設けるか。	市指針	0～▲3
	92		談話室を設ける。	市指針	0～▲3
	93		面談室を設けるか。	市指針	0～▲3
	94		洗濯室を設けるか。	市指針	0～▲3
	95		床に適切な材質を使用するか。	市指針 (努力規定)	3～0
	96		居室等の出入口は、円滑に利用できる構造か。	市指針	0～▲3
	97		健康・生きがい施設を設けるか。	市指針	0～▲3
	98	【耐震】	耐震診断を受け、現行の耐震基準を満たしているか、又は必要な耐震改修を実施しているか。	法令等 (建築基準法)	0又は不可
	99	【アスベスト】	アスベストの飛散がない状態であるか。	法令等 (建築基準法)	0又は不可
				小計	60
関する事項 2立地条件に関する事項 3建物の規模・構造及び設備に	100	【契約確実性】	土地・建物の賃貸借契約について、書面による契約又は同意が得られているか。土地建物の売買契約についても準ずる形で評価する。	市方針	5～0又は不可
	101	【契約条件】	入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、借地・借家契約条件が市指針を満たしているか。	市指針	2～▲10
	102	【土地の抵当権設定の有無】	土地について当該事業のための抵当権以外の抵当権の設定等がなく、安定的・継続的に事業運営ができるか。	市指針、 市方針	0～▲5
	103	【建物の抵当権設定の有無】	建物について当該事業のための抵当権以外の抵当権の設定等がなく、安定的・継続的に事業運営ができるか。	市指針	0～▲5
	104	【その他の権利設定の有無】	土地、建物に地上権など抵当権以外の権利設定があるか。	市指針	0～▲5
				小計	7

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
4 組織・職員体制等に関する事項	105	【管理者(施設長)】	管理者について、特定施設等での経歴があるか。	市方針	5~0
	106	【夜間の看護職員の体制】	夜間の看護職員の配置が手厚いか。	市方針	利用料に係る事業条件5~0、医療対応体制等に係る事業条件5~0又は不可
	107	【職員人材確保】	職員人材確保に取り組む予定であり、計画に具体性があるか。	市方針	14~0
	108	【職員人材育成】	職員人材育成に取り組む予定であり、計画に具体性があるか。	市方針	6~0
	109	【感染症及び非常災害発生時の業務継続計画(BCP)】	災害及び感染症発生時の業務継続計画(BCP)に取り組む予定であるか。	法令等 (市基準条例)、市指針	0~-10又は不可
	110	【災害時の対応】	災害に対して適切に対応できる体制が整っているか。	法令等、 市指針	0~▲2
	111	【感染症発生時の対応】	感染症の予防及びまん延防止について、取り組む予定であるか。	法令等 (市基準条例)、市指針	0~-5又は不可
	112	【協力医療機関との提携】	医療機関との提携が確実であるか。	法令等 (市基準条例)、市指針	0~▲5又は不可
	113	【透析の協力医療機関との提携】	透析のできる医療機関との提携が確実であるか。	横浜市の 方針(事業条件)	利用料に係る事業条件0(審査項目外)、医療対応体制等に係る事業条件0~▲5又は不可

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	114	【協力歯科医療機関との提携】	歯科医療機関との提携が確実であるか。	法令等 (市基準 条例)、市 指針	0～▲5又は不可
	115	【協力医療機関との距離】	協力医療機関との距離が近いか。	市指針、 市方針	利用料に係る事業 条件5～▲5、医療 対応体制等に係る 事業条件5～3又 は不可
	116	【医師の24時間オンコール体制】	24時間オンコール体制の契約を結ぶか。	市方針 (事業条 件)	利用料に係る事業 条件0(審査項目 外)、医療対応体 制等に係る事業条 件0又は不可
	117	【協力医療機関等との連携】	協力医療機関との間で十分な連携体制をとっているか。	法令等 (市基準 条例)(努 力規定)	10～0
小計					45
5 入居契約等 に関する事項	118	【利用料の支払方式】	月払い方式であるか。又は選択方式であるか(前払金方 式と月払い方式の両方を設定しているか)。	市方針 (事業条 件)	0又は不可
	119	【権利金等】	家賃、敷金及び介護等その他日常生活上必要な便宜の 供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その 他の金品を受領していないか。	法令等(老 福法)	0又は不可
	120	【前払金の算定根拠】	前払金を受領しないか。又は終身にわたる契約の前払 金を受領する場合に、想定居住期間の設定、前払金の 算定の根拠が示されているか。	法令等、 市指針	0又は不可
	121	【想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備 えて受領する前払金】	退所時に返還の対象とならない「想定居住期間を超えて 契約が継続する場合に備えて有料老人ホームの設置者 が受領する額」を受領しないか。	市方針	0～▲30
	122	【前払金の返還方法】	前払金を受領しないか。又は退所時の前払金返還につ いて、適切な方法により算出された額を返還する旨の契 約を締結して、利用者にその内容を算式を用いて説明 する書式が取られているか。	法令等 (老福 法)、市指 針	0～▲10又は不可

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	123	【前払金の保全措置】	前払金を受領しないか。又は前払金を受領する場合に、退所時の前払金返還を担保するための保全措置を講じているか。	法令等 (老福法)	0又は不可
	124	【月額利用料及び前払金】	月額利用料及び前払金が低廉であるか。	市方針	利用料に係る事業条件0(審査項目外)、医療対応体制等に係る事業条件3~0
	125		月額利用料等の金額が明確であるか。	市指針、 市方針 (事業条件)	0~▲5又は不可
	126	【契約解除条件等】	設置者の契約解除の条件が指針等に列挙した内容の範囲で定められているか。	市指針	0~▲5
	127		設置者の契約解除の手続きが指針等に列挙した内容で定められているか。	市指針	0~▲5
	128		入居者の契約解除の手続きが指針等に列挙した内容で定められているか。	市指針	0~▲5
					小計 利用料:0 医療:3
6 その他	129	【借入確実性】	事業計画(土地の取得及び建物の建築費用)に係る借入金がないか。融資がすでに実行されている又は融資について書面で確約されているか。	市方針	5~0
	130	【新規等で2つの計画を提出した場合の優先順位】	優先順位が上位の計画か。	市方針	0~▲5
	131	【事業条件の遵守】	市内で運営している特定施設(横浜市が公募で選定したもの)において、前年度、公募選定時の事業条件のうち利用料に係る事業条件を遵守せずに運営していた月があるか。	市方針	利用料に係る事業条件0~▲60、医療対応体制等に係る事業条件0(審査項目外)
	132	【介護報酬返還金】	未納の介護報酬返還金がないか。	市方針	0~▲20
	133	【監査等】	運営法人のこれまでの実績が良好であるか。法令等の違反や運営指導での要報告事項がないか。	市方針	0~▲30又は不可(要報告事項等の施設数によっては更なるマイナス評価もあります)
	134	【欠格事由】	介護保険法第70条第2項の事由に該当しないか。	法令等	0又は不可

評価項目	番号	基準項目	評価項目	位置づけ (※1)	配点 (※4)
	135	【事業条件】	共通する事業条件を満たしているか。	市方針 (事業条件)	0又は不可
	136		利用料又は医療対応体制等に係る事業条件を満たしているか。	市方針 (事業条件)	0又は不可
	137	【脱炭素の取組】	脱炭素の取組を行うか。	市方針	5~0
	138	【福祉避難所の協定締結】	開設後、所在区役所と福祉避難所として協定を締結するか。	市方針	5~0
	139	【併設の計画(※2)】	小多機・看多機・認知症高齢者グループホームの併設計画であるか。	市方針	20~0
	140	【その他(※3)】	状況に応じて加点・減点、不可	市方針	50~▲100又は不可
					小計 15
					合計 利用料:229 医療:232
					基準点 利用料:149 医療:151

(※1)位置づけ

法令等:老人福祉法、介護保険法等の関係法令、及び横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(市基準条例)に基づく項目です。

市指針:横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく項目です。市指針は厚労省が定めた有料老人ホーム設置運営標準指導指針をもとに横浜市が策定したものです。

市方針:法令等及び市指針には規定されていませんが、横浜市の方針として望ましい事項等を評価します。

(※2)No.139【併設の計画】

(看護)小規模多機能型居宅介護又は認知症高齢者グループホームの未整備圏域での併設の計画を特に高く評価するものです。他の項目が満点の場合は加点しません。配点の合計点及び基準点に含みません。

(※3)No.140【その他】

審査会にて必要に応じて加点、減点又は審査対象外とします。他の項目が満点の場合は加点しません。配点の合計点及び基準点に含みません。

(※4)配点

原則、採点は以下の基準とします。

法令等は0点又は不可

法令等(努力規定)は5点から0点まで

市指針は0点から▲5点まで

市指針(努力規定)は5点から0点まで

市方針は5点から0点まで

市方針(事業条件)は0点から▲5点まで又は不可

重視する評価項目(前払金の返還方法、介護報酬返還金、監査等)については各採点を2倍します。例えばNo.122【前払金の返還方法】は、法令等(老福法)、市指針なので▲5点のところ2倍の▲10点とします。

上記に係らず作文項目は1テーマ2点

上記に係らず評価項目を細分化した項目(住民説明等)、法令と指針など位置づけが複数にわたる項目(協力医療機関等)及び一つの評価項目に対して多数の配点がある項目(事業条件の遵守等)等は個別に評価を定めます。

(附則)

この評価基準は令和7年8月29日から適用します。

項目6のNo.139、No.140は配点の合計点に含まないものとします。

採点に必要な根拠資料の提出がない場合は、当該項目について評価不能として最低評価とします。

事業条件を満たさない場合は、評価基準による採点に関わらず不可とします。

利用料に係る事業条件の合計点、基準点は以下のとおりとし、基準点未満の事業計画は原則として選定外とします。

ー合計点(229点):項目1(40点)、項目2(62点)、項目3(60点)、項目2、3共通(7点)、項目4(45点)、項目5(0点)、項目6(15点)

ー基準点(149点):合計点 $229 \times 65\% = 148.85$ (小数点以下切り上げ) $\approx 149$ 点

医療対応体制等に係る事業条件の合計点、基準点は以下のとおりとし、基準点未満の事業計画は原則として選定外とします。

ー合計点(232点):項目1(40点)、項目2(62点)、項目3(60点)、項目2、3共通(7点)、項目4(45点)、項目5(3点)、項目6(15点)

ー基準点(151点):合計点 $232 \times 65\% = 150.8$ (小数点以下切り上げ) $\approx 151$ 点